

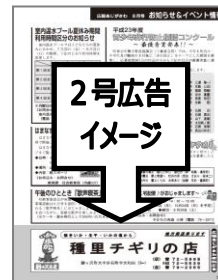


『広報あじがさわ』に 広告を出してみませんか？

～お店や会社などの各事業、各種団体のPRの場として、ぜひご利用ください～



『広報あじがさわ』は、毎月第4木曜日に、
鱒ヶ沢町内全世帯（約 5,000 軒）へ配付
されている、町の広報紙です。



■ お申込み・お問合せ

鱒ヶ沢町役場 財政課

TEL 0173-72-2111 (内線 338) / FAX 0173-72-2374

E-mail ajkoho@town.ajigasawa.lg.jp

※広報紙のほか、町ウェブサイト（ホームページ）、役場が発行する封筒等への広告の掲載も可能です（料金や条件が異なります）。



Q：広告料金はどれくらいかかるの？



A：広告料金は、広告の大きさによって異なります。

【例】1号広告（縦 45mm × 横 85mm）

○ 広告料（1回あたり）

町内 5,090 円 / 町外 7,640 円

★ 広告サイズは最小1号～最大4号まであり、サイズに応じて料金が異なります。（左記【例】参照）

★ 申込回数（年度内に3回以上～）により割引制度もあります。

【例】2号広告（縦 45mm × 横 180mm）

○ 広告料（1回あたり）

町内 10,190 円 / 町外 14,260 円

※ 上記のほか、次のサイズがあります。

3号広告（縦 120mm × 横 180mm）町内 20,370 円 / 町外 26,480 円

4号広告（縦 250mm × 横 180mm）町内 40,740 円 / 町外 48,890 円



Q：広告はどうやって申し込むの？

A：広告掲載を希望される場合は、各募集内容に従い、広告掲載申込書に次の必要書類を添えて、役場へ申し込んでください。



【必要書類】

- （1）広告掲載申込書
- （2）掲載しようとする広告の原稿案
- （3）申込者の業務等がわかる書類の写し等

【注意事項】

- ◆ 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとし、広告に係る原稿案等の作成経費は、広告主の負担となります。
- ◆ 広告主は、鱒ヶ沢町に納付すべき町税等を滞納していないことを条件とします。（滞納が無いことを証明する必要がある場合は、納付状況を町が調査することに同意していただきます。）
- ◆ 広告事業審査委員会で審査の結果、広告案を修正していただく場合があります。
- ◆ 広告料は、有料広告掲載審査結果通知書に同封の納付書により、指定期日までに一括納付していただきます。